



構造計算適合性判定の申請手続きについて

円滑な業務を行うための取り組みとして、
事前相談・事前審査を受け付けております

<申請図書>

1. 構造計算適合性判定申請書及び設計図書一式
(正本:1部、副本:2部)
2. 委任状 (正本:1部、副本:1部)
3. 建築計画概要書 (正本:1部)

※委任状、追加説明書、取下げ届は任意様式ですので、ご参考ください

※特定行政庁の物件は計画通知書又は計画変更通知書をご使用ください。

※申請書を提出される前に、判定予約票(1部)をFAX又はE-mailにて、
お申し込みください。

~~~~注意~~~~

- ・建築確認を弊社に申請される(予定も含む)場合には、構造計算適合性判定のお引き受けはできませんので、ご了承ください。
- ・弊社と構造計算適合性判定業務委託契約を締結されている判定員の方が代表の地位を占める企業、又は団体等(過去2年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む)が、設計・工事管理・施工・その他の制限業種に係る業務として関与されている物件の場合、構造計算適合性判定のお引き受けはできませんので、ご了承ください。
- ・建築主(申請者)は、申請前に建築確認と構造計算適合性判定、両方の提出図書に不整合が生じることのないように確認する必要があります。申請後、指摘を受けた場合も同様です。
- ・建築主(申請者)が構造計算適合性判定を直接申請できることから、構造計算適合性判定を先行して終了させた後で、指定確認検査機関へ確認申請を提出することが可能となります。ただし、建築主事等からの指摘により、計画の変更をしなければならなくなった場合、差替えや訂正は行えず、再度構造計算適合性判定を受ける必要があります。

